平成30年第5回岐阜県議会定例会

条例その他議案 関係 資料

平成30年12月5日

多

議第1	3	4号	関係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
議第 1	3	6号	関係	•	•	•	•	•		•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2	2
議第 1	3	7号	関係	•		•	•	•			•			•	•	•	•	•	•			•						(:
議第 1	3	8号	関係	•		•	•	•																			•	4	1
議第1	3	9号	関係																									Ę	Ξ

土地の無償貸付けについて

警察本部装備施設課

1 趣旨

民間事業者による「岐阜地区警察職員宿舎整備運営事業」の実施に伴い、整備及び管理運営を行う宿舎の敷地として、建設工事着工日である平成31年7月8日から30年間を貸付期間として、県有地を無償で貸し付けるもの。

2 岐阜地区警察職員宿舎整備運営事業について

(1) 事業の目的

老朽化等により将来的に不足が見込まれる岐阜地区の警察職員宿舎を整備するもの。

(2) 事業方法

民間資金を活用するPFI的手法により、事業者自らの責任と費用において、宿舎の設計・建設及び管理・運営を行わせるもの。

(3) 事業期間

事業契約締結日から平成61年7月7日まで

- (4) 事業条件
 - ・事業用地(県有地)の無償貸付け
 - ・県からあっせんされた警察職員と事業者との間で賃貸借契約締結
 - ・事業経費は入居職員からの家賃収入のみ(独立採算方式)
 - ・事業期間終了後における宿舎建物の県への無償譲渡
- (5)整備予定宿舎概要

	岐阜地区警察職員宿舎1	岐阜地区警察職員宿舎2(女性専用)								
所在地番	岐阜市大福町5丁目13番1	岐阜市大福町9丁目136番2、10丁目12番								
敷地面積	1,597.16 m²	995.88 m²								
戸数	24戸	21戸								
構造	鉄骨造3階建 単身用(1K·31㎡)									
	(1年目~10年目) 49,000円									
家賃	(11年目~20年目) 48,000円									
	(21年目~30年目) 47,000円									

3 今後の予定

- ・平成30年12月 事業契約・土地貸付契約の締結
- · 平成 31 年 1月 設計
- ・平成31年7月 建設工事
- · 平成 31 年 12 月 供用開始
- ・平成61年7月 事業終了、土地の返還、建物の所有権を県へ移転

【参考】事業者選定の経緯

平成30年9月28日 プロポーザル評価会議

・評価の結果、セキスイハイム中部株式会社を最優秀提案者に選定

岐阜県長良川スポーツプラザに係る指定管理者の指定について

清流の国推進部地域スポーツ課

1 趣旨

岐阜県長良川スポーツプラザの現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了するため、平成31年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者を指定するものである。

2 対象施設

- ・施 設 名 岐阜県長良川スポーツプラザ
- · 所 在 地 岐阜市長良福光
- ・設置目的 各種スポーツ大会に参加する県民等の宿泊の利便を図ることにより、 岐阜県のスポーツの振興に寄与することを目的とする。

3 指定管理者となる団体

- ・団 体 名 株式会社技研サービス
- ・選定方法 公募(1者のみ応募)
- ・指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで(5年間)

「現在の指定管理者」

- ・団体名 株式会社技研サービス
- ・指定期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日まで(3年間)

【参考】選定の経緯

平成30年 9月26日 岐阜県指定管理者審査委員会(外部委員)

・審査の結果、株式会社技研サービスを優先交渉権者に 選定。

11月 1日 細目協議

・協議が整ったため、株式会社技研サービスを指定管理 者候補者に決定。

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場に係る指定管理者の指定について

環境生活部環境企画課

1 趣旨

「岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場」の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了するため、平成31年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場
- · 所 在 地 高山市丹生川町岩井谷
- ・設置目的 県民の中部山岳国立公園の利用の用に供すること

3 指定管理者となる団体

- · 団 体 名 乗鞍国際観光株式会社
- ・選 定 方 法 公募(1者のみ応募)
- · 指 定 期 間 平成 31 年(2019 年) 4 月 1 日~平成 36 年(2024 年) 3 月 31 日 (5 年)

【現在の指定管理者】

- · 団 体 名 乘鞍国際観光株式会社
- ・指定期間 平成30年4月1日~平成31年3月31日(1年)

【参考】選定の経緯

- ・平成30年7月10日~8月21日 公募(応募者無し)
- ・平成30年9月5日~10月5日 公募(再公募)
- · 平成 30 年 10 月 30 日 平成 30 年度第 4 回岐阜県指定管理者審査委員会

審査の結果、乗鞍国際観光株式会社を優先交渉権者として

選定

・平成30年11月9日 細目協議を経て、乗鞍国際観光株式会社を指定管理者候補

者に決定

ぎふ清流文化プラザに係る指定管理者の指定について

環境生活部県民文化局文化創造課

1 趣旨

「ぎふ清流文化プラザ」の現指定管理者の指定期間が、平成31年3月31日をもって満了するため、平成31年4月1日からの5年間を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 ぎふ清流文化プラザ
- ·所 在 地 岐阜市学園町3-42
- ・設置目的 県民の文化活動及び交流の場を提供し、もって県民文化の振興を図るとともに、 地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

3 指定管理者となる団体 特定者指名

- · 団 体 名 公益財団法人 岐阜県教育文化財団
- 指定期間 平成31年(2019年)4月1日~平成36年(2024年)3月31日(5年)

[現在の指定管理者]

- ・団 体 名 ぎふ清流文化プラザ管理運営共同体 (構成員:(株)三和サービス、(株)綜合舞台はぐるま)
- ・指定期間 平成27年9月1日~平成31年3月31日(3年7か月)
 - ※文化振興事業の実施は、指定管理業務に含んでおらず、(公財) 岐阜県教育文化財団が県からの委託を受けて実施している。

<u>4 特定者指名とする理由</u>

- ・(公財) 教育文化財団は、約3年にわたり県と密接に連携してプラザの運営に携わってきた 実績があり、同団体が文化振興事業と施設管理運営を一体的に担うことで施設の効用を高め ることが期待できること。
- ・同団体は、県民文化と地域文化の振興を担うために設立された団体であり、本県施策と密接 に連携し施設のコンセプトに即した事業展開が期待できること。

【参考】選定の経緯

平成30年5月31日 平成30年度第1回岐阜県指定管理者審査委員会

・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名により行うことは県が 考えるとおり妥当であると承認。

【指名団体】(公財) 岐阜県教育文化財団

10月15日 平成30年度第3回岐阜県指定管理者審査委員会

・審査の結果、(公財)岐阜県教育文化財団を指定管理者として妥当 であると認められたため、同団体を指定管理者候補予定者に決定。

岐阜県福祉友愛アリーナに係る指定管理者の指定について

健康福祉部障害福祉課

1 趣旨

岐阜県福祉友愛アリーナについて、供用が開始される平成31年6月1日から平成33年3月31日までの1年10か月を期間とする指定管理者の指定を行うもの。

2 対象施設

- ・施 設 名 岐阜県福祉友愛アリーナ
- ・所 在 地 岐阜市鷺山向井・則武地内
- ・設置目的 障がい者の社会参加の促進並びに障がい者のスポーツの推進及び競技 水準の向上

3 指定管理者となる団体 特定者指名

- ・団 体 名 一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会(岐阜市下奈良2丁目2番1号)
- ・指定期間 平成31年6月1日から平成33年3月31日まで(1年10か月)

4 特定者指名とする理由

(1) 県とともに障がい者スポーツを統括・推進する県内唯一の団体

県障害者スポーツ協会は、障がい者スポーツの振興やスポーツを通じた障がい者の社会参加の推進等を目的に設立され、県・市町村・関係機関と連携して、各種障がい者スポーツ事業を展開する公益性の高い団体であるとともに、「清流の国ぎふスポーツ推進計画(H 2 7. 3 月策定)」において、県全体の障がい者スポーツ振興を包括的に担う者として位置づけられた唯一の団体である。

(2) 障がい者スポーツ事業の豊富な実施実績に基づく適切な指導が可能

平成14年度の協会設立以降16年間にわたり、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や、県障害者スポーツ大会の開催及び各種スポーツの普及を推進してきた実績を有し、それらを通じて蓄積されたノウハウを生かした適切な指導、助言ができる唯一の団体である。

(3) 障がい者団体との密接な連携が可能

県身体障害者福祉協会や県手をつなぐ育成会、県精神保健福祉会連合会を始め として障がい者団体の代表を理事として構成された団体であるため、障がい者の 当事者団体として、各団体と密接な連携を図ることが可能。

5 指定期間を1年10か月とする理由

平成28年12月に供用開始した福祉友愛プールと同一の指定管理者であり、一体的な運営を図ることから、指定期間の終期を同一に設定したもの。

【参考】選定の経緯

- · 平成30年5月31日 第1回岐阜県指定管理者審査委員会
 - ・審査の結果、指定管理者の募集を特定者指名とすること が認められた。
- 平成30年9月26日 第2回岐阜県指定管理者審査委員会
 - ・審査の結果、一般社団法人岐阜県障害者スポーツ協会を 指定管理者候補予定者に決定。